

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の所在地の変更の届出	(福祉指導課) 1
公 告	
○高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の募集	(地域福祉政策課) 1
○宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の募集	(漁港漁場課) 2
高知県教育委員会規則	
◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	3

告 示

高知県告示第741号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和2年9月4日

高知県知事 濱田 省司

区分	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日
変更前	居宅介護	吾川郡いの町	社会福祉法人	令和2年

	支援事業所ぽつちり	天王南五丁目2-14	伊野福祉会 吾川郡いの町波川560-2	2月1日
変更後		吾川郡いの町駅前町14		
変更前	訪問看護リハビリステーションいろ	吾川郡いの町波川664番地1	株式会社いろは 吾川郡いの町波川664番地1	令和2年5月25日
変更後	は	吾川郡いの町波川1913番地2		

公 告

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第3号）第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

令和2年9月4日

高知県知事 濱田 省司

- 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - 施設の名称
高知県立ふくし交流プラザ（以下「プラザ」という。）
 - 施設の場所
高知市朝倉戊375番地1
 - 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 指定管理者が行う業務
 - プラザの許可施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
 - プラザの許可施設の利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
 - プラザの施設、設備等の維持管理に関する業務
 - 高齢者等の福祉に関する研修及び講座の開催並びに人材の養成に関する業務
 - 高齢者等の福祉に関する情報及び資料の収集及び提供に関する業務
 - 福祉用具の展示及び普及活動に関する業務
 - (1)から(6)までに掲げる業務のほか、プラザの設置の目的を達成するために必要な業務
- 指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと思われるときは、その指定を

取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、プラザの利用において、県民の平等利用を確保し、プラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、プラザの管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループ構成は、次のいずれかとする。

- 県内事業者のみによるもの
- 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）によるもの

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするもの（(3)の公募参加表明書を提出したものに限り。）は、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 定款、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限り。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限り。）

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書

キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、令和2年9月4日（金）から同年11月4日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和2年11月4日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

(3) 申請書の提出を予定しているものは、公募参加表明書を令和2年9月4日から同年10月2日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時

から午後1時までの間を除く。)の間に7の提出場所に提出すること。

(4) 現地説明会を令和2年9月17日(木)午後2時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。

(5) (1)の申請書等の提出があったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(6) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県地域福祉部地域福祉政策課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/>)からも入手することができる。

(7) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他
県は、指定管理者とプラザの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等及び公募参加表明書の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所並びに問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県地域福祉部地域福祉政策課
電話番号088-823-9090
ファクシミリ番号088-823-9207
電子メールアドレス060101@ken.pref.kochi.lg.jp

~~~~~

高知県漁港管理条例(昭和38年高知県条例第17号)第20条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)を次のとおり募集する。

- 令和2年9月4日  
高知県知事 濱田 省司
- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
- (1) 施設の名称  
宇佐漁港プレジャーボート等保管施設(以下「漁港施設」という。)
- (2) 施設の場所  
土佐市宇佐町宇佐字橋田浜2752番6ほか
- (3) 施設の概要  
募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務

- (1) 漁港施設の利用の許可等、利用の期間の伸長、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (2) 漁港施設の利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 漁港施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 漁港施設の運営管理(監視、安全措置対応等)に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務のほか、漁港施設の設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 指定期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格  
高知県内に主たる事業所(本社又は本店等をいう。)を有し、かつ、3の指定期間中、漁港施設の利用において、公平な利用を確保し、漁港施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、漁港施設の管理運営を安定して継続的に行うことができ、併せて土佐市宇佐町内に管理事務所を設けることができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。
- なお、グループ構成は、次のいずれかとする。
- (1) 県内事業者のみによるもの
- (2) 県内事業者及び県外事業者(指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。)によるもの
- 5 指定の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。
- ア 2の業務に係る事業計画書
- イ 2の業務に係る収支予算書
- ウ 2の業務に係る納付額提案書
- エ 定款、規約その他これらに類する書類
- オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書(提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)、法人以外の団体にあっては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し(本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。)
- カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- キ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書

- ク 設立趣旨、事業内容等を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの
- (2) 募集期間は、令和2年9月4日(金)から同年11月5日(木)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和2年11月5日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。
- (3) 現地説明会を令和2年10月2日(金)午前9時30分から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。
- (4) (1)の申請書等の提出があったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。
- なお、募集要項及び管理運営業務仕様書等の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項及び管理運営業務仕様書等は、高知県水産振興部漁港漁場課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040501/>)からも入手することができる。
- (6) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他  
県は、指定管理者と漁港施設の管理運営業務に関する協定を締結するものとし、指定管理者は、当該協定に基づき業務に係る納付額を県に支払うものとする。
- 7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項及び管理運営業務仕様書等の配布場所並びに問い合わせ先  
郵便番号780-0850  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県水産振興部漁港漁場課  
電話番号088-821-4836  
ファクシミリ番号088-821-4529  
電子メールアドレス040501@ken.pref.kochi.lg.jp
- 教育委員会規則  
-----
- 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
- 令和2年9月4日  
高知県教育長 伊藤 博明
- 高知県教育委員会規則第8号

### 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立安芸桜ヶ丘高等学校の項中「環境建設科」を「機械土木科」に、「情報ビジネス科」を「ビジネス科」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立安芸桜ヶ丘高等学校の全日制の課程の環境建設科及び情報ビジネス科（以下この項において「環境建設科及び情報ビジネス科」という。）は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、令和4年3月31日に環境建設科及び情報ビジネス科に在学する者がそれぞれ環境建設科及び情報ビジネス科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

#### 公安委員会告示

#### 高知県公安委員会告示第13号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年9月4日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

（1）警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

（2）種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）

（3）実施期日

ア 新規取得講習

令和2年11月10日（火）から同月18日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

令和2年11月16日（月）から同月18日までの3日間

（4）実施場所

吾川郡いの町天王北一丁目14番地

高知県立高知青少年の家

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

（1）新規取得講習 25人

（2）追加取得講習 5人

3 受講資格者

（1）新規取得講習

受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

（2）追加取得講習

受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、（1）に該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

（1）受講希望の事前申込方法

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

（2）事前申込みの受付期間

ア 令和2年10月5日（月）及び同月6日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。

なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

（3）受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和2年10月7日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会にお

いて、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

（1）受講申込書等の提出期間

令和2年10月12日（月）から同月14日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

（2）受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

（3）提出書類

ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通

イ 4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 1通

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

（4）受講申込書等の提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

（1）高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）

（2）高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係